

2018年5月16日

【談話】「政治分野における男女共同参画推進法」成立について

国民民主党男女共同参画推進本部長
徳永 エリ

本日、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が参議院本会議で可決され、成立した。本法律は、政党その他の政治団体に対して、男女の候補者数の目標を定める等の自主的な取り組みを求めており、国民民主党としても、これからの姿勢が問われていくものと受け止めている。

世界の女性議員比率がこの20年で倍増しているにも関わらず、昨年発表された「ジェンダー・ギャップ指数」において日本は144カ国中114位、国会議員の女性比率は先進国中で最低の水準にある。男性中心の議会では、謝罪の弁もむなしくセクハラ発言が繰り返され、女性議員の出産・育児が非難されるような事態も生じている。男性中心の組織文化を変えるためには、クリティカル・マスとなる一定の女性比率が必要であり、その水準は経験的に3割程度とされている。まずは、議会における女性比率を高めることが急務である。

国民民主党の現状も深刻である。国民民主党会派の女性国会議員は7名、女性比率は11.1%にすぎない。また、これまで民進党として、次期統一選の女性候補者倍増を目標に掲げ、女性候補の発掘を目的とした政治スクール・イベントを各地で開催し、女性議員ネットワーク会議も、女性議員プラスワン活動を積極的に展開してきたが、女性候補の擁立は容易ではない。中でも、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識が、女性の立候補の大きな妨げとなっている。

国民民主党は結党にあたり、基本政策に「国政選挙へのクオータ制の導入」を明記した。今後、本法律に則って男女の候補者数の目標等を設定し、候補者公募をはじめ、女性候補の発掘育成に尽力する。同時に、女性の参画を推進するため、ハラスメント防止対策、議員の産休・育休制度導入など、各議会において、環境整備を提案していく。

以上